

衆議選
No. 9

令和 8 年 1 月 26 日
石川県選挙管理委員会
電話 076-225-1282
内線 3547 ~ 3549

衆議院小選挙区選出議員選挙（石川県第 1 区～第 3 区）
の法定選挙運動費用額について

令和 8 年 2 月 8 日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿の選挙時登録が 1 月 26 日に行われ、同日現在の選挙人名簿登録者総数が定まった。

これにより、衆議院小選挙区選出議員選挙における法定選挙運動費用額（選挙運動に関する支出限度額）は、公職選挙法の規定により、

石川県第 1 区 24,670,400 円
石川県第 2 区 23,918,500 円
石川県第 3 区 22,480,900 円 となった。

なお、当委員会は、この額を 1 月 27 日に告示する。

[算定方法]

区分	人数割額 (1月 26 日現在選挙 人名簿登録者数) ①	固定額 ②	合計 ①+②=③	備考
石川県第 1 区	371,359 人 × 15 円 = 5,570,385 円	19,100,000 円	24,670,400 円	①+②の額に 100 円未満が あるときは、 切上げて③を 算出する。
石川県第 2 区	321,233 人 × 15 円 = 4,818,495 円	19,100,000 円	23,918,500 円	
石川県第 3 区	225,387 人 × 15 円 = 3,380,805 円	19,100,000 円	22,480,900 円	